

各都道府県知事 殿
各救助実施市市長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
（公印省略）

令和5年度における被災者支援の適切な実施について

平素より被災者支援行政につきまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

近年、災害による被害が相次いで発生しているため、本年度においても引き続き、平時からの準備も含め、災害発生時にあつては下記について適切な対応をお願いします。

また、関係部局及び都道府県内市町村に周知し、被災者支援に万全の対応を実施していただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 指定避難所の一層の指定・公示、指定福祉避難所の受入対象者の特定の検討について
避難所の確保については、想定される避難者数を勘案し、必要な場合には指定一般避難所及び指定福祉避難所の一層の指定・公示に取り組むようお願いします。

また、安全な親戚、友人宅等への避難の検討とともに、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所の確保が重要です。事前にホテル・旅館等との協定の締結、災害発生時等における具体的な対応に関する事前調整を行うなどの準備をお願いします。

さらに、福祉避難所については、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、医療的ケアを必要とする者及び病弱者等の受入対象者を特定し、公示するよう積極的な検討をお願いします^[1~2]。

2. 避難所における良好な生活環境の確保について

(1) 避難所の良好な生活環境の確保について^[3~8]

避難所において良好な生活環境を確保することは、被災者の健康を維持し、災害関連死を防ぐ上で重要です。このため、以下のような取組について、平時から十分に準備し、対策を講じるようお願いします。その際、民間事業者を積極的に活用することとし、食料の提供、備品・設備の確保、物資輸送等に関する協定を締結し、災害時に必要な協力を得られるよう取組をお願いします。

ア) 避難者の十分なスペースの確保

避難者のスペースは、避難所において確保するだけでなく、安全な親戚・知人宅への避難も呼びかけることにより、十分に確保すること。

イ) 避難所運営体制の確立

あらかじめ避難所の運営責任者を決定しておくほか、市町村が中心となり、学校等施設の管理者、自治会・自主防災組織・ボランティア等との間で、平時からいわゆる避難所運営委員会を設置し、避難所運営会議を開催するなど日頃からの協力関係を構築しておくこと。

ウ) 避難所の衛生的な環境の維持、避難者の健康管理

避難所における感染症対策、衛生管理に取り組むとともに、保健福祉部局、保健所等と連携し、十分な体制を確保すること。

エ) 避難所の利用計画の作成

施設の管理（所有）者と調整し、感染症対策も考慮した避難所内の空間配置図、レイアウト図等をあらかじめ作成すること。

オ) 温かい食事の提供等

温かい食事の提供、栄養管理について考慮すること。あらかじめ食料・飲料水の備蓄に努めるほか、地域、ボランティアによる炊き出し、企業による弁当の提供等の協力について協定を締結しておくなど、具体的な方法を事前に準備しておくこと。

また、令和4年3月に「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第76号）が改正されたことを踏まえ、避難所等における食物アレルギー疾患を有する被災者への対応に取り組むこと^[9]。

カ) トイレの十分な確保・適切な管理

トイレが利用できない事態が発生した場合、様々な健康被害、衛生環境の悪化につながる。携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について、各地方公共団体において想定される災害の最大避難者数に基づき、改めて携帯トイレ・簡易トイレの必要数を確認するとともに、備蓄量が十分でない場合には、不足する量を備蓄すること^[10]。

また、マンホールトイレの整備に努めるほか、民間事業者と協定を締結するなど、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理すること。

キ) 簡易ベッド・毛布の導入

寝床について、床に長期的に横たわることにより、エコノミークラス症候群を引き起こすだけでなく、埃等を吸い込むことによる健康被害も心配されることから、段ボールベッド等の簡易ベッドを導入すること。あらかじめ備蓄に努めるほか、民間事業者と協定を締結し、災害時に必要な協力を得られるよう準備しておくこと。

また、毛布の備蓄について、各地域における最大想定避難者数に基づいた必要量を確認するとともに、備蓄量が十分でない場合には、不足する量を備蓄すること^[11]。

ク) 冷暖房設備の確保

暑さ寒さ対策として、平時から冷暖房設備の確保に取り組むとともに、熱中症対策を行うこと。

ケ) 配慮が必要な方への対応

避難所には、高齢者、障害者、女性、子供、外国人及び性的マイノリティ等の多様な避難者があり、それぞれ多様なニーズがあることを理解し、避難所運営に努め

ること^[12]。

コ) プライバシーの確保

防犯のため、見通しを確保することに留意しつつ、間仕切りにより世帯ごとのエリアを設けるなどの対策を行うこと。

サ) 女性及び子供に配慮した避難所運営

避難所の責任者、避難者による自主的な運営組織に女性が参画し、女性及び子供のニーズについて意見が反映できる環境を確保して対策を講じること。子供への配慮については、遊び場、学習のためのスペースの設置を検討すること。

シ) ペットへの対応

避難所のペット対策について、避難所ごとの避難スペース、施設ごとの事情等を踏まえ、事前にペット同伴避難のルール（同居可、同居はできないが飼育スペースあり、動物を連れての避難は不可等の別）を決めておくなど、ペット同伴避難に向けた準備をしておくこと。

ス) 被災者自らが情報収集できる手段の提供

①ラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン、Wi-Fi等の通信・情報機器を確保するとともに、②携帯電話、スマートフォンを避難所で充電できるよう、非常用電源等の確保に加え、避難者に充電ケーブルの持参を呼び掛ける取組等を含め行うこと。また、令和4年5月25日に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）が施行されたことを踏まえ、障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得に向け、避難所における体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずること。

セ) 防災機能設備等の確保

非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備等、通信設備、断水時のトイレ対策等について、①平時において、自らの整備状況を確認し、災害時に必要となる容量、個数等を検討し、充実強化を推進するとともに、②防災機能設備等を保有しない場合には、あらかじめ近隣の公共施設、民間事業者と協定を締結し、災害時に必要となる協力を得られるよう準備しておくこと。

また、社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善に係る施設整備（国庫支出金を受けて実施するものを除く。）に対し、地方単独事業として自治体が支出する補助金について、令和5年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象となっているので活用願いたい。

なお、内閣府では、令和5年度において、避難所において良好な生活環境が確保されるよう、避難所に関連する国の施策等の説明、自治体における避難所運営の事例を共有するため、全国の担当者を集めた説明会を開催する予定です。詳細は改めて連絡しますので、積極的な参加をお願いします。

(2) 避難所外避難者を含めた被災者の支援について

避難所外避難者に対しても、物資の提供、安否確認等の支援が適切に行われるよう、対応を検討しておくことが重要です。

例えば、避難者への物資の受け渡しについて、避難所外の地区の拠点において、消

防、市町村の職員、地区の代表者の協力を得て行うことが考えられます。また、安否確認等については、自治会、保健所、福祉関係団体等とも連携しながら行うことが考えられますので、地域の実情に応じて適切な対応をお願いします。

また、避難所の受付窓口では、必要に応じ、被災者に関するアセスメント調査票^[13]を配布し、避難所にいる避難者だけでなく、避難所に生活物資等を受け取りに来る在宅避難者等の被災状況の確認に活用するとともに、被災者台帳につなげるよう検討をお願いします。

(3) 避難所の開設、運営に関する訓練等の実施について

内閣府では、令和3年度に自治体に対する避難所運営に関する研修の実態調査^[14]を行いました。この中で、都道府県では87%、市町村では53%が避難所運営に関する研修を行っており、研修の内容としては、避難所運営に関する講習会の実施、避難所の開設、運営に関する訓練等が実施されていました。

避難所における良好な生活環境の確保等に当たっては、平時から避難所の開設、運営に関する訓練等を実施し、地域住民、自治会、社会福祉協議会、NPO等の多様な主体との関係を構築することが重要です。

このため、避難所の開設、運営に関する訓練等の研修を実施していない自治体については、速やかに実施を検討するとともに、既に取り組を進めている自治体も含め、災害時において適切な被災者支援ができるよう、多様な主体との連携、PDCAを踏まえた研修内容の改善等、日頃からの取組をお願いします。

また、内閣府においても、令和4年度から意欲ある地域の人材に避難生活支援の知識、ノウハウを身に付け、行政と連携して避難生活支援に当たるよう、「避難生活支援リーダー/サポーター」モデル研修^[15]を実施しています。令和5年度も引き続きモデル地区を広げて実施する予定です。

3. 避難行動要支援者の避難支援等について

(1) 個別避難計画について

令和3年5月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正において、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

個別避難計画の作成手順等を周知^[16]しており、個別避難計画作成の優先度が高いと市町村が判断される方について、令和3年5月の法改正からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むようお願いします。（なお、令和3年度から作成経費について、地方交付税措置が講じられています。）

個別避難計画は、避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保に課題があったことを踏まえて災害対策基本法に位置付けられたことから、個別避難計画作成の取組に当たっては実効性が確保されるよう、①庁内の連携、②庁外との連携、③福祉専門職の参画、④避難訓練の実施に留意して取り組むようお願いします。

個別避難計画を作成する際の優先度の検討は、早期に計画を作成する手段であることから、速やかに検討を完了し、実際の計画作成に取り組むようお願いします。この点、優先度を検討すること自体が目的ではないことに留意するようお願いします。

計画作成に取り組むに当たり参考となる事例が、令和3年度・4年度に実施した優良事例を全国的に展開するためのモデル事業の報告書に取りまとめられているので、参考とすようお願いします^[17]。

なお、都道府県におかれては、市町村に対し、事例、留意点等の提示、研修会の実施等の取組を通じて、市町村の取組を支援するようお願いします。特に、個別避難計画が未作成の市町村に対しては、市町村が抱えている課題解決に向けた助言を適宜行うとともに、市町村の取組状況の定期的な確認等をお願いします。

また、個別避難計画の作成に取り組む市町村職員、関係者に作成手順の例を分かりやすくまとめた資料^[18]を配付していますので、計画未作成の市町村に対する支援に活用するようお願いします^[19]。

(2) 避難行動要支援者名簿について

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に記載等された避難行動要支援者を対象として、優先度の高い方から作成することとなります。

避難行動要支援者名簿には、自ら避難することが可能な者も含まれている可能性があるため、必要に応じ、対象者選定の要件の見直し等をお願いします。一方で、避難行動要支援者名簿に記載等すべき者が記載等されていないことを防ぐため、地域の鍵となる方、団体と連携するようお願いします。

また、避難行動要支援者の同意を得て平時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供するようお願いします。同意が無い者に係る条例の特別の定めについても必要に応じ、検討するようお願いします。この点、個別避難計画についても併せて対応するようお願いします。

併せて、避難の実効性を高めることに、避難訓練が役立つものであるため、都道府県、市町村が実施する訓練のほか、自主防災組織、自治会が実施する訓練においても、避難行動要支援者の訓練への参画について検討するとともに、避難行動要支援者自身が家族、支援者等とともに行う自主的な訓練についても呼び掛けるようお願いします。

4. 災害ケースマネジメントの実施に向けた取組について

被災者の自立・生活再建を図るためには、被災者一人ひとりの被災状況、生活状況の課題等を個別の相談等により把握し、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組（災害ケースマネジメント）が重要です。

内閣府では、令和3年度に防災基本計画に関連記載（※）を追加するとともに、この取組が全国的に広がるよう、先進的な事例をまとめた取組事例集を作成・公表しました^[20~21]。

令和4年度には、被災経験の有無を問わず、全国の地方公共団体が災害ケースマネジメントを実施できるよう、標準的な取組方法をまとめた手引きを作成・公表し、全国の地方公共団体に共有したところです^[22~23]。

各地方公共団体におかれては、事例集、手引きを参考にしつつ、地域の実情に応じ、発災時に円滑に災害ケースマネジメントを実施できるよう、平時の段階から取組を進めるようお

願います。

また、内閣府では、令和5年度において、事例集、手引きを用いて、

- ・地方公共団体・福祉関係者・NPO等の幅広い関係者を対象とした説明会の実施
- ・取組の中心となる地方公共団体職員等が、発災時に具体的な取組を行うことができるよう、議論・意見交換等をする場を設けること

等を検討していますので、積極的に活用するよう願います。

- (※) 「国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。」

5. 被災者台帳の作成について

被災者台帳は、被災者の支援について支援漏れ、手続の重複をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効果的に実施するため、災害発生時の被災市町村において、個々の被災者の被害状況、支援状況、配慮事項等を一元的に集約し、作成されるものであり、被災者の各種情報を共有できるため、4.の災害ケースマネジメントにも活用できます。

被災者台帳の作成に当たっては、災害発生後に速やかに情報を収集することが可能となるよう、被災者台帳に記載・記録する事項及び関係部局の把握、情報入手・共有・提供のための方法等のルール決定等をマニュアル化すること、被災者台帳作成のための研修、被災者台帳を活用した訓練を行うなどの平時からの準備が重要です。

また、被災者台帳の作成時にマイナンバーを利用することで、被災者の援護事務に必要な情報（特定個人情報）を庁内から入手することが可能となるほか、被災者が他の市町村の住民の場合は、その団体から当該住民の福祉関係情報の提供を受けることができるため、実務指針を参考にして、マイナンバーを積極的に活用するよう願います。

市町村においては、実務指針^[24]、事務連絡等^[25]を確認し、被災者台帳の作成等を積極的に行うよう願います。

6. 円滑なボランティア活動を行うための関係機関の連携・協働について

(1) 関係機関との連携体制の構築について

災害発生時には、被災地の内外からボランティアが駆け付け、様々な被災者支援活動を行うなど、ボランティアは被災地の復旧・復興、被災者の生活再建において重要な役割を果たしており、こうしたボランティア活動が円滑に行われるよう、行政、社会福祉協議会及びNPO等の支援団体が連携・協働して、支援団体間での情報共有、活動調整を行うことが重要です。

特にボランティアの受入れが被災地域、近隣地域からに限られるなど活動人員に制約のある条件下においては、支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO、多様な民間団体等の活動調整を行う災害中間支援組織等が一層連携・調整して支援活動を行うことが必要となります。

そのため、災害発生時に円滑かつ効果的に被災者支援活動が行えるよう、平時から社会福祉協議会、NPO等といった地域内の多様な被災者支援団体と顔の見える関係を構築し、災害発生時の情報共有、活動調整について協議する場を持つなど、災害ボランティア活動の環境整備を図るようお願いします。

(2) 災害廃棄物、土砂等の搬出における分担・連携について

災害時に被災家屋からの災害廃棄物、土砂等の円滑かつ迅速な処理のために、災害廃棄物、土砂等の搬出業務を事業者等に委託する場合は、当該事業者等と、あらかじめ災害時の対応に関する協定を締結するなど、平時から地域の実情に応じた委託業者等を確保することが必要です。事業者の選定に当たっては、事業者の所管が複数部局にまたがるため、関係部局と密に情報を共有し、連携して進めることが必要です。

また、災害廃棄物、土砂等の撤去に当たっては、効果的・効率的に撤去作業を進めていくことが重要であることから、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業内容を調査・分担するなどして、効果的に災害廃棄物、土砂等の搬出を行うようお願いします^[26]。

7. 国による物資支援と「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用について

大規模災害が発生した場合には、国が自ら、被災都道府県からの具体的な物資要請を待たずに、被災者の命及び生活環境に不可欠な必需品等を調達し、被災地に緊急輸送するいわゆるプッシュ型支援を実施します。

プッシュ型支援の実施の際は、効率的な物資輸送の観点から、都道府県が設置する広域物資輸送拠点への輸送が基本になるため、被災都道府県におかれては、早急な拠点の開設はもとより、物流事業者への拠点運營業務の委託により必要な人員、資機材を確保するなど、迅速な拠点管理体制を確立するとともに、物流事業者に輸送業務を委託するなど、管内市町村への物資輸送に必要な輸送体制を早期に確立するようお願いします。

同様に、各市町村においても、迅速に支援物資を避難所等へ輸送する必要があるため、拠点管理体制及び輸送体制の早期確立に努めるようお願いします。

また、物資の要請、調達、輸送等に係る各種情報の把握・共有に当たっては、「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用により、一層迅速かつ効果的な実施が可能となるため、各地方公共団体におかれては、積極的な活用をお願いします。

なお、平時における災害に備えた取組として、各都道府県、各市町村とともに、物流事業者と協定を締結するなど、拠点管理・輸送体制に万全を期すようお願いします。

併せて、平時における災害に備えた「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用については、内閣府としても災害時の最低限の操作に絞った緊急時マニュアル、操作主体ごとに分かりやすい操作マニュアルの作成、実災害を想定した国主体での操作訓練の実施等、自治体における円滑な導入・運用に向けた支援を実施しているほか、今後、市町村における入力作業が円滑に行われるよう、操作がより容易なシステムに改善を図るとともに、できる限り多くの職員等が操作を習熟できるよう、訓練・研修の充実を図ることとしています。都道府県において、災害時の運用を事前に計画、マニュアルに定め、管内市町村に周知するなど、システム活用に係る意識の共有を図るとともに、システムを活用した実践的

な訓練の定期的な実施等により、システム操作の習熟を図るようお願いします。

また、災害発生時等の混乱下においても、関係機関と正確かつ迅速に備蓄状況を共有できるよう、平時から定期的に備蓄状況を確認し、最新の備蓄状況の登録及び更新に努めるようお願いします。

8. 災害救助法の適用等について^[27]

(1) 災害救助法第2条第1項等に基づく災害救助法の適用について（災害が発生した段階の適用）

災害が発生し、住家等への被害が生じた場合のほか、生命・身体への危害を受け又は受けるおそれが生じた場合には災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用が可能となりますので、各都道府県及び救助実施市においては、災害の状況について細心の注意を払うとともに、場合によっては被害の程度が不明確な状況でも、適用に関して躊躇なく、前広に内閣府へ相談するようお願いします。

併せて、避難所の開設についても躊躇なく行うとともに、都道府県と各市町村における被害の状況等の情報共有に万全を期すようお願いします。

(2) 災害救助法第2条第2項に基づく災害救助法の適用について（災害が発生するおそれ段階の適用）

令和3年5月の災害救助法改正により、台風、噴火等の災害が発生するおそれがある段階において、災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合には、告示された所管区域に該当する都道府県等において、災害救助法の適用が可能となりました。

この場合、事前に広域避難する際等に必要となる避難所の供与、高齢者、障害者等で避難行動が困難な要配慮者を輸送するためのバスの借上げ等に必要な費用について、国庫負担の対象となります。

各都道府県及び救助実施市においては、各市町村の避難の必要性等について把握し、細心の注意を払うとともに、適用に関して躊躇なく、前広に内閣府へ相談するようお願いします。

また、災害のおそれ段階における救助の対象範囲等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号）

（第二条（避難所の供与）、第十三条（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）及び第十五条（救助事務費））において規定するとともに、「災害救助事務取扱要領」において運用上の留意点等を示していますので、都道府県及び各市町村においても、十分に制度を理解し、運用するようお願いします。

(3) 災害救助法の適切な運用について

災害救助法の運用について、地方公共団体によっては、古い「災害救助事務取扱要領」、過去の取組事例集等に基づき運用されていた事例等が見受けられます。今般の災害に関する運用の状況等も踏まえ、「災害救助事務取扱要領」について適宜見直しを行っていただきますので、最新の「災害救助事務取扱要領」により運用するようお願いします。

また、応急修理、障害物の除去等については、救助の必要性・内容の妥当性等を明ら

かにできるよう、施工前後の写真等、必要な根拠資料についても、準備するよう市町村に周知をお願いします。

なお、令和5年4月1日付けで「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」が改定され、一般基準額が変更されていますので留意するようお願いいたします。

(4) 被災住宅の応急修理制度の運用について

住宅の応急修理については、各自治体からの運用に係る質問及びその回答をホームページに掲載していますので、参考にするようお願いいたします。

また、近年、応急修理の完了について長期化していることも踏まえ、令和3年6月に修理完了期間を従前の1月以内から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内）とする制度改正を行いました。

しかしながら、早期の被災者の生活再建のためには、速やかに修理が完了することが必要であるため、地域の工務店団体等の協力も得つつ、早期完了に向けた環境整備を図るようお願いいたします。

(5) 災害ボランティアセンターに係る費用について

令和2年7月豪雨以降、救助を実施する被災自治体が、その実施する救助との調整事務を、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う者に委託する場合は、その委託事務に係る経費（人件費、旅費）を災害救助法の国庫負担の対象とすることが可能となりました^[28]。

このため、平時より災害ボランティアセンターに係る関係部局、社会福祉協議会等の関係者と災害時の対応を検討するなど連携を図るとともに、発災時の役割分担、災害ボランティアセンターの設置場所等を明確にするための協定等の締結、委託契約書等の委託契約に必要となる資料等をあらかじめ作成するなど、災害時に必要となる時には速やかに委託契約を締結することができるよう準備をお願いします^[29]。

9. 住家の被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付について^[30]

(1) 住家の被害認定調査の実施について

災害対策基本法第90条の2の規定により、市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないとされています。

内閣府では、基準通知^[31]に基づき、住家の被害認定調査を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した運用指針^[32]を定めています。また、運用指針の参考資料^[33]において、被害認定調査における各部位ごとの損傷程度を写真により例示するなど、調査の参考となる資料を掲載しています。さらに、住家の被害認定調査に従事する職員の育成、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に関する手順、事例等を掲載した実施体制の手引き^[34]を定めています。これらの基準通知、

運用指針等を踏まえ、適切に住家の被害認定調査を実施するようお願いいたします。この際、罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることから、被災者から市町村に住家被害等の第2次調査、再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するようお願いいたします。

(2) 被災した住家の写真撮影・保存・活用について^[35~36]

住家の被害認定調査の実施に当たっては、被災者が調査の前に建物の除去、被害箇所がわからなくなるような修理、片付け等をしてしまうと調査・判定が困難となるため、あらかじめ被災者自身が被害状況について写真を撮影し、保存しておくことが肝要です。

また、被災した住家の調査・判定に当たっては、根拠資料として、調査員による損傷箇所の写真撮影も重要となります。

なお、被災者自身が撮影した写真により、「準半壊に至らない（一部損壊）」と自ら判定すること（自己判定方式）も可能であるため、迅速な罹災証明書の交付のため積極的に活用するようお願いいたします。加えて、住家の被害程度の判定の的確性を担保することが可能であれば、航空写真による全壊判定・ドローンを活用した土砂堆積深の確認等、写真・映像により、「準半壊に至らない（一部損壊）」以外の被害の程度についても調査・判定することが可能であるため、留意するようお願いいたします。

(3) 罹災証明書の様式等について

罹災証明書の様式については、様式を統一すべきとの地方公共団体等からの要望を踏まえ、統一様式を提示しています^[37]。また、罹災証明書の交付枚数、代理申請については、全国で統一的に運用することが適切です^[38]。これらを踏まえ、罹災証明書の適切な交付に努めるようお願いいたします。

(4) 災害発生時の罹災証明書交付業務における実施体制の確保等について

災害発生時の被害認定業務における実施体制を確保するため、防災基本計画では都道府県の役割として、被害認定調査担当者のための研修機会の拡充、被害の規模に比して被災市町村の職員のみでは人員が不足すると見込まれる場合の支援、広域的な災害における調査・判定方法の市町村間での調整等がそれぞれ定められています。

被害認定調査担当者の研修機会の拡充については、災害発生時のみならず平時からも、被害認定調査を実施する職員育成のための研修会を開催するなど積極的に取り組むことが重要です。その実施に当たっては、必要に応じ、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるように努めるようお願いいたします。

なお、本説明会の実施に当たっては、内閣府の担当職員等を説明者として派遣することも可能ですので、随時相談するようお願いいたします。

被害認定業務については、多くの人員及び時間を要する業務です。被害の規模に比して被災市町村のみでは人員が不足すると見込まれる場合には、都道府県に対し、他の自治体に対する応援の要請について躊躇なく行うとともに、都道府県においては、市町村のニーズをよく把握し、都道府県職員による支援、「応急対策職員派遣制度」（総務省）をはじめとする他の地方公共団体に対する応援の要請、民間の専門家等の活用等について検討するようお願いします。また、都道府県及び市町村においては、日頃より、民間団体、損害保険会社等の民間企業と災害対応の協力等について協定等を締結するなどの準備を進め、応援職員の要請、民間企業の行う被災家屋調査の情報の活用等ができるよう、被害認定の迅速化に向けた取組の推進をお願いします。

さらには、内閣府とUR都市機構において協定^[39]を締結しており、災害発生時には内閣府からの要請に基づき、UR都市機構の職員が被災自治体に対し、住家の被害認定業務の内容の説明、業務の実実施計画策定に係る助言等の支援を行っています。当該支援業務に関して、必要に応じて相談するようお願いします。

また、近年の災害においては、被害認定調査・結果の管理、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等の機能を有するシステムを構築・導入し、業務の迅速化・効率化を図っている事例もあります。こうしたデジタル技術の積極的な活用を検討するようお願いします。

10. 被災者生活再建支援制度の適用又はそれに準じる都道府県における支援措置の検討等について

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の支援については、一定規模以上の被害が生じ、被災都道府県のみでは対応が困難な場合は、被災者生活再建支援制度^[40]が適用されます（適用は各都道府県で判断）。

被災者生活再建支援制度の適用に当たっては、被災者の生活再建を支援するという目的を十分踏まえ、被災者の生活の速やかな再建に資するよう、被害状況の調査から支援金の支給に至る事務を適切に行うようお願いします。

また、迅速な制度の適用、被災者への適切な周知・説明、円滑な支援金支給事務の実施等により、支援対象となる被災者が申請期間内に確実に支援金の支給を申請できるようにするとともに、マイナポータル（子育て、介護、防災分野等における行政手続のオンライン窓口。オンラインでの申請が可能となるほか、行政機関等が保有する本人情報の確認、行政機関等からの通知を受信するサービス等を提供。）の積極的な活用、マイナンバーを利用した住民票の添付省略、罹災証明情報に係る庁内連携の実施等、各自治体の人員体制、災害の規模も考慮し、支援金の迅速な支給に努めるようお願いします。

なお、支援金の支給までの期間については、現行申請から支給まで概ね2月半程度要していますが、被災者のためにはその期間を短縮することが重要であり、支給までの期間を30日程度（各自治体の人員体制、災害の規模に応じて更に期間を要する場合もある。）に短縮することを目指したいと考えています。

加えて、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）については、被災市町村、都

道府県のみでは対応が困難な著しい被害を及ぼす自然災害が発生した場合に支援金を支給することとしているところですが、同法の適用となる災害による被災世帯を有する都道府県が、同災害で同法が適用されない世帯に対して、条例等に基づき独自支援制度で支援金を支給した場合、同法と同様の支援を行えば支給した額の5割を特別交付税で措置することとされています。現在、多くの都道府県において独自支援制度を創設済みですが、独自支援制度を創設していないその他の都道府県におかれては、被災者の早期の生活再建のためにも、独自支援制度の創設を進めるようお願いいたします。

1 1. 保険・共済の加入促進について

被災者生活再建支援法は、被災者の生活再建に関する公助の取組ですが、自然災害からの生活再建については自助による取組も重要です。この点については、全国知事会等による「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」の検討結果報告においても「国、地方公共団体は連携して関係団体とも協力しながら、住民に対し、自然災害に備えた適切な保険・共済への加入を促進するなど、被災時の生活再建に向けた自助の取組を促していく必要がある。」とされています。各都道府県におかれては、防災基本計画に基づき、保険・共済に係る事項を地域防災計画に盛り込み、関係部局及び貴管内の市町村への周知等を通じて、貴管内の住民に対し、自然災害による損害を補償する適切な保険・共済への加入の促進に資する情報提供を行うなど、災害への備えとなる自助の取組を促すようお願いいたします^[41]。

なお、内閣府ホームページに保険・共済の加入を促進するチラシ^[42]を掲載しています。チラシを住民に対して配布するなど、普及啓発をお願いいたします。

1 2. 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けについて

(1) 災害弔慰金等の支給について^[43]

令和元年の災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「災害弔慰金法」という。）の改正において、市町村は、災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされていますので、適切な対応をお願いいたします。

平成31年4月に災害関連死の定義を定め周知したところですが、その後、災害関連死の審査状況を把握するために、実績報告の際に災害関連死調査表を提出してもらうよう、令和2年2月に災害弔慰金等負担金交付要綱を改正しました。同調査表は災害弔慰金支給の有無に関わらず提出をお願いいたします。

(2) 災害援護資金の貸付けについて

災害弔慰金法に基づく災害援護資金の貸付けの申請は、制度の趣旨に照らし、できるだけ早期に貸付事務を行うことが望ましいことから、災害が発生してから3か月以内に申請の受付を完了するよう努めるようお願いいたします。被災世帯に対し、申請は3か月以内に行う旨を十分徹底するようお願いいたします。また、貸付に当たっては、被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて限

度額の範囲内で貸付額を決定することが可能であることに留意をお願いします。

平成30年には貸付利率に係る法改正、平成31年には保証人及び延滞利率に係る政令改正、令和元年には償還免除等に係る法改正が行われたところです。一部の市町村では、制度改正の内容が条例に適切に反映されていないようですので、災害発生時の対応に支障を来すことがないように、制度改正の内容を確認し、条例等に適切に反映するようお願いします。住民に対して災害援護資金制度の周知を図るよう適切な対応をお願いします。

また、自然災害の影響で住宅ローン等の返済が困難となった者が、債権者との合意に基づき債務整理を行う際のガイドライン「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成27年自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会。新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特例を含む。）における「その他の債権者」には、災害援護資金の貸付主体である市町村も除かれるものではありません。

市町村が当該ガイドラインによる債務整理に応じるか否かは、市町村において個別事案に応じて適切に判断するようお願いします。なお、市町村が債務整理に応じた場合、災害弔慰金法に基づく免除要件には該当しないため、国の貸付金は免除できないことを承知おきください。

1.3. 被災者支援業務等におけるデジタル技術の活用について

- (1) クラウド型被災者支援システムの活用等による被災者支援業務の迅速化・効率化について
被災者が災害発生後に速やかに生活再建に着手するためには、各種被災者支援手続を迅速に行う必要があります。そのため、平時よりデジタル技術の活用等による業務の迅速化・効率化を積極的に検討するようお願いします。

① クラウド型被災者支援システムの導入・活用について

被災者台帳の作成等の被災者支援手続に関する機能を備えた「クラウド型被災者支援システム」を令和3年度に構築し、令和4年度に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において運用開始しました。

本システムでは、災害時に住民情報と被災情報を連携させて被災者台帳を作成することが可能になり、被災者一人ひとりの状況を把握し、きめ細かな支援を行う災害ケースマネジメントにも活用できます。

また、住民がマイナポータルを活用した^り罹災証明書等の電子申請について、システム上で申請情報を確認し、被災者台帳への申請情報の自動反映及び罹災証明書等のコンビニ交付を可能とするなど、災害時の行政事務の効率化及び被災者の利便性向上を図ることができます。

さらに、罹災証明書を交付するための被害認定調査においては、民間の被害認定調査等の機能を有するシステムと情報を連携する機能、避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成支援の機能等も備えており、災害時のみならず平時からの行政事務の効率化にもつながります。

加えて、平時に避難所の登録を行った場合、災害時に被災者が避難所に避難をした際、マイナンバーカードを用いて入退所管理ができ、迅速に避難者名簿を作成することができます。被災者台帳、避難行動要支援者名簿・個別避難計画及び避難者名簿はリンク付けされており、被災者ごとにこれらの情報を横断的に検索及び閲覧できるため、各支援部門の担当者が繰り返し被災者にヒアリングすることなく被災者支援を行うことができます。

本システムはクラウド上に構築されているため、これから被災者支援に係るシステムを導入する地方公共団体については、導入・運用に係るコスト及び事務負担を低減することができます。また、導入経費等について緊急防災・減災事業債、普通交付税及び特別交付税の措置が講じられています。

J-LIS 及び内閣府防災では、今年度も全国の自治体向けにオンラインによる説明会を開催するほか、都道府県及び市区町村に対してシステムの導入手順・機能に関する説明会^[44]及び実際にデモ機器を操作する機会を設ける予定です。各地方公共団体におかれては、このような機会を活用し、本システムの導入を積極的に検討するようお願いいたします。

② 被災者支援に係るマイナポータル^[45]の活用について

災害発生後、各地方公共団体は被災者の生活再建の取組を支援する各種制度を展開しますが、その際、被災者と行政の双方において様々な負担が生じることを踏まえ、各種手続を迅速かつ効率的に行うことが重要です。

災害発生時に市町村が行う各種被災者支援の手続において、マイナポータルを活用することにより、被災者は、居住する市町村の窓口に出向かずともマイナポータル上で自らの被災状況に即した支援制度（罹災証明書の発行、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の支給等）を検索・確認し、申請届出書をオンラインで作成・印刷すること、電子申請機能を用いて申請等を行うことが可能となります。

また、市町村は、マイナポータルを通じて、被災者支援制度の周知、申請届出様式の提供等を行うことと併せ、被災者からの申請内容を電子データで受け取るなど、事務作業の効率化を図ることが可能となります。

被災者及び行政の負担軽減を図り、迅速かつ効率的な被災者支援を実施するため、マイナポータルの積極的な活用をお願いします。

(2) 「マイ制度ナビ」の活用について

大規模災害時には、各省庁、各都道府県等から被災者支援の制度の情報が提供されていますが、多くの制度があること、順次新たな制度が追加されることから、被災者、地方公共団体の行政機関窓口の職員等（以下「被災者等」という。）が必要な制度を調べ、利用できるまでに時間・労力を要している状況であると思われます。そのため、被災者等が必要な情報をワンストップで簡単に検索できるような環境の整備が重要であると考えています。

こうした状況を踏まえ、被災者等への支援制度の利用促進及び生活再建支援の迅速化を図るため、デジタル庁において平時の支援制度に加えて、災害時の生活再建支援

制度及び災害対応の事例を一元的に集約したデータベース（マイ制度ナビ）^[46]を整備し、各省庁、各都道府県には、支援制度の登録をお願いしています。引き続き、支援制度の登録とともに、支援制度の検索等において活用するようお願いいたします。また、被災者への周知についても協力をお願いいたします。

（３） 「災害対応 e ラーニング」の活用について

内閣府では、災害時に災害対応業務を行う職員（特に普段防災業務に従事していない職員）を対象に、災害対応に必要な基礎知識、手順等を、常時、短時間で習得することができる「災害対応 e ラーニング」^[47]を公開・運用しています。

この e ラーニングでは、令和 3 年度までに「避難所開設・運営」、「住家被害認定調査・罹災証明書交付」及び「避難情報の判断・伝達」の 3 つのテーマを公開しています。例えば「避難所開設・運営」のテーマでは、「トイレ確保係」及び「ゴミ収集・清掃係」の業務担当に分割されたコンテンツ構成となっており、担当業務を容易に選択し、短時間で学ぶことができます。

今後、新たに「要配慮者への支援」、「災害廃棄物処理」及び「防疫・遺体処理」の 3 テーマについても公開する予定としています。

新年度、新たに防災部局に配属される職員、災害時に応援職員として災害対応業務に従事される防災部局以外の職員等におかれては、この e ラーニングを積極的に受講するようお願いいたします。

【参考（関係通知等）】

1 について

- [1] 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」 ((平成 28 年 4 月 (令和 3 年 5 月改定))
内閣府 (防災担当))
- [2] 「指定避難所等の指定状況等の調査」の結果と今後の対応について (通知)
(令和 4 年 6 月 6 日付け府政防第 1029 号内閣府政策統括官 (防災担当) 付
参事官 (避難生活担当) /消防災第 139 号消防庁国民保護・防災部防災課長)

2 について

(1)

- [3] 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」
(平成 25 年 8 月 (令和 4 年 4 月改定) 内閣府 (防災担当))
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204kankyokakuho.pdf>
- [4] 「避難所運営ガイドライン」 (平成 28 年 4 月 (令和 4 年 4 月改定) 内閣府
(防災担当))
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_guideline.pdf
- [5] 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」 (平成 28 年 4 月 (令和 3 年 5 月改定)
内閣府 (防災担当))
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/r3_guideline.html
- [6] 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」 (平成 28 年 4 月 (令和 4 年
4 月改定) 内閣府 (防災担当))
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_toilet_guideline.pdf
- [7] 「避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」
(令和 4 年 7 月 内閣府 (防災担当))
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/seikatsukankyou.pdf>
- [8] 「指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設及び防災機能設備等の強化
の推進について (通知)」 (令和 4 年 1 月 13 日付け府政防第 209 号内閣府政策
統括官 (防災担当) 付参事官 (避難生活担当))

オ)

- [9] 「避難所等における食物アレルギー疾患を有する被災者への対応について
(依頼)」 (令和 4 年 4 月 5 日付け事務連絡内閣府政策統括官 (防災担当) 付
参事官 (避難生活担当))

カ)

- [10] 「災害用携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について (依頼)」 (令和 4 年 9 月 30 日
付け事務連絡内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官 (避難生活担当) /消防
庁国民保護・防災部防災課長)

キ)

- [11] 「大規模災害時のための毛布の備蓄について」 (令和 4 年 12 月 21 日付け事務連
絡内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官 (避難生活担当) /消防庁国民保護・
防災部防災課長)

ケ)

- [12] 「避難所における性的マイノリティへの配慮に関する取組調査結果について（周知）」（令和4年11月7日付け事務連絡政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

(2)

- [13] 「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月22日付け厚生労働省大臣官房厚生科学課長等）
通知本体：<https://www.mhlw.go.jp/content/000967738.pdf>
別添（被災者に対するアセスメント調査票）：<https://www.mhlw.go.jp/content/000967739.pdf>

(3)

- [14] 「避難所運営に関する実態調査」（令和4年3月）
[15] 「「避難生活支援リーダー／サポーター」モデル研修について」（令和4年度）
<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/hinanseikatsusien.html>

3について

(1)

- [16] 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府（防災担当））
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/index.html>
[17] 令和3年度・4年度 個別避難計画作成モデル事業
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html>
[18] 「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」（令和5年1月内閣府（防災担当））
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/230302_hinan.pdf
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/230302_hinan.pptx
[19] 「個別避難計画の作成の早期着手について（今後の方向性等について）」（令和5年1月13日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

4について

- [20] 「災害ケースマネジメントに関する取組事例集について（周知）」（令和4年3月31日付け事務連絡 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））
[21] 「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」（令和4年3月内閣府（防災担当））
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>
[22] 「「災害ケースマネジメント実施の手引き」の策定及び手引きに基づく取組について（周知・依頼）」（令和5年3月28日付け府政防第570号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

[23] 「災害ケースマネジメント実施の手引き」(令和5年3月内閣府(防災担当))
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>

5について

[24] 「被災者台帳の作成等に関する実務指針」((平成29年3月)内閣府(防災担当))
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>

[25] 「災害対策基本法等(安否情報の提供及び被災者台帳関連事項)の運用について」
(平成26年1月24日付け府政防第60号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官
(総括担当))

6について

(2)

[26] 「災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について
(周知)」(平成31年4月8日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(普及啓発・連携担当))
<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/product/tekkyo.pdf>

8について

[27] 「災害救助法の概要」等

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujo.html

※ 「災害救助法の概要」、「災害救助事務取扱要領」及び「災害救助法に基づく
住宅の応急修理に関するQ&A」等について掲載しています。

(5)

[28] 「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用
について」(令和2年8月28日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(普及啓発・連携担当))

https://www.bousai.go.jp/updates/r2_07ooame/r2_07ooame/pdf/0828.pdf

[29] 「災害ボランティアセンターの設置・運営等にかかる社会福祉協議会等との連携
について」(令和3年9月6日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(普及啓発・連携担当))

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/pdf/230329_renraku02.pdf

9について

[30] 「災害に係る住家の被害認定」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/unityou.html>

※ 被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付に係る資料を掲載しています。

(1)

- [31] 「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当))
- [32] 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成13年7月(令和3年3月最終改定)内閣府(防災担当))
- [33] 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料(損傷程度の例示)」(令和3年5月内閣府(防災担当))
- [34] 「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(令和4年3月内閣府(防災担当))

(2)

- [35] 「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」(令和2年7月5日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))
- [36] 「令和2年7月豪雨における住家の被害認定調査業務の効率化・迅速化に係る留意事項について」(令和2年7月8日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))

(3)

- [37] 「罹災証明書の様式の統一化について」(令和2年3月30日付け府政防第737号内閣府政策統括官(防災担当))
- [38] 「罹災証明書の交付に係る運用について」(令和2年3月30日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当))

(4)

- [39] 「災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と独立行政法人都市再生機構との協定について」(令和2年6月19日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災生活再建担当))

10について

- [40] 「被災者生活再建支援制度」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html>

※ 「被災者生活再建支援法の概要」等について掲載しています。

11について

- [41] 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」(令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官(防災担当))

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/201204tsuti.pdf>

- [42] 「いざというときに備えて保険・共済に加入しよう」(チラシ)

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html>

1 2について

(1)

[43] 「災害関連死事例集」(令和3年4月)

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/kanrenshijirei.html>

※ 市町村による災害関連死の認定が円滑かつ適切に行われることを目的として「災害関連死事例集」を内閣府ホームページに掲載しています。

本事例集には、災害関連死の認定・不認定例や裁判例のほか、市町村における認定基準や審査会等の例も掲載していますので、活用するようお願いいたします。

1 3について

(1) ①

[44] 「クラウド型被災者支援システムに関する説明会」

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/cloud_shien.html

(1) ②

[45] 「被災者支援制度におけるマイナポータルへの活用に関するガイドライン」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/minorportal/index.html>

(2)

[46] 「マイ制度ナビ」

<https://myseido-navi.go.jp/>

(3)

[47] 「災害対応 e ラーニング」

<https://bousai-ariake.jp/e-learning/>

※ スマートフォンからも利用できます。

※ アカウント及びパスワードは、内閣府からの令和3年9月22日付け府政防第986号にて、防災担当主管部(局)長宛てに案内しています。不明な場合は問い合わせ先まで連絡をお願いします。

※ 新規テーマの公開時には、改めて案内します。



以 上

<問い合わせ先>

○ 1、2について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 伊藤
TEL：03-3593-2849（直通）

2（3）の一部分のみ

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付 藤本、木南
TEL：03-3502-6984（直通）

○ 3について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 藤田
TEL：03-3593-2849（直通）

○ 4について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 新井
TEL：03-3593-2849（直通）

○ 5について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 吉田
TEL：03-3593-2849（直通）

○ 6について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付 藤本、木南
TEL：03-3502-6984（直通）

○ 7について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災デジタル・物資支援担当）付 村山
TEL：03-3503-2231（直通）

○ 8について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 阿部
TEL：03-3503-9394（直通）

（5）のみ

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付 藤本、木南
TEL：03-3502-6984（直通）

○ 9について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 湯浅
TEL：03-3503-9394（直通）

○ 10、11について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 宮下、津軽
TEL：03-3503-9394（直通）

○ 12について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 中村
TEL：03-3503-9394（直通）

（3）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）付 菊池、池田、告
TEL：03-3503-2239（直通）

○ 13について

（1）①

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災デジタル・物資支援担当）付 坂崎
TEL：03-3503-2231（直通）

（1）②

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 湯浅
TEL：03-3503-9394（直通）

（2）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 湯浅
TEL：03-3503-9394（直通）

デジタル庁国民向けサービスグループ 小山、坂口
TEL：03-6771-8182（直通）

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ 小林
TEL：03-6771-8168（直通）